

傍 聴 人 心 得

傍聴人は、次の事項について遵守願います。

1. 会議を傍聴しようとする者は、別添の傍聴人受付名簿に所定の事項を記入しなければならない。
2. 傍聴人は、議場に入ることはできない。
3. 傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 議場における言論に対して、拍手やその他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私言や放歌、高笑など、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻、たすき、腕章の類いをする等、示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により議長の許可を得たとき以外は、外とう、襟巻き等を着用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に定めるものの他、議場の秩序をみだしたり、会議の妨害となるような行為をしないこと。
4. 特に議長の許可を得た者以外は、傍聴席において写真や映画等の撮影、又は録音等をしてはならない。
5. 秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。
6. 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。